

地域の感染レベルに応じた感染症対策例【参考】

令和3年5月11日現在

地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図る。

	レベル1	レベル2	レベル3
健康観察	登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握する。	児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するように協力を求める。	
	家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行う。	登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握を、校舎に入る前に行うようにするために、学校体制を整備する。	
	発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒及び教職員等も、自宅で休養することを徹底する。	同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう協力と理解を求める。 ※医師等により新型コロナウイルス感染症ではないと判断されている場合を除く。	
身体的距離	人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置する。	施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用することなどを併せて行う。	児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席を配置する。
	学校の実態に応じて、時差通学を実施する。		身体的距離を優先して、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をする。
休み時間	徐々に制限を緩和し、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。	トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施する。	
		廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫をする。	